

社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項（課長通知）改正案について

社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について―新旧対照表―

（平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
別紙 社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項	別紙 社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項
1～19 （略）	1～19 （略）
20 リース会計について	20 リース会計について
（1） リース会計処理について	（1） リース会計処理について
土地、建物等の不動産のリース取引（契約上、賃貸借となっているものも含む。）についても、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかを判定する。ただし、土地については、所有権の移転条項又は割安購入選択権の条項がある場合等を除き、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定することとなる。	<u>企業会計においてはリース取引の会計処理はリース会計基準に従って行われる。社会福祉法人においてもリース取引の会計処理はこれに準じて行うこととなる。）</u>
なお、リース契約1件当たりのリース料総額（維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。）が300万円以下のリース取引等少額のリース資産や、リース期間が1年以内のリース取引についてはオペレーティング・リース取引の会計処理に準じて資産計上又は運用上の取り扱い第8に記載されている注記を省略することができる等の簡便的な取扱いができるものとする。	土地、建物等の不動産のリース取引（契約上、賃貸借となっているものも含む。）についても、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかを判定する。ただし、土地については、所有権の移転条項又は割安購入選択権の条項がある場合等を除き、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定することとなる。
	なお、リース契約1件当たりのリース料総額（維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。）が300万円以下のリース取引等少額のリース資産や、リース期間が1年以内のリース取引についてはオペレーティング・リース取引の会計処理に準じて資産計上又は運用上の取り扱い第8に記載されている注記を省略することができる等の簡便的な取扱いができるものとする。

社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について―新旧対照表―

（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長）

（下線部分は改正部分）

改正案

勘定科目説明

別添3

※会計基準省令第1号第1～第3様式、第2号第1～第3様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。また、会計基準省令第3号第1～第4様式は、勘定科目の中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略できるものとする。

※運用上の取り扱いの別紙3（㊸）、別紙3（㊹）については、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。

※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できるものとする。なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。

※「水道光熱費（支出）」、「燃料費（支出）」、「賃借料（支出）」、「保険料（支出）」については原則、事業費（支出）のみに計上できる。ただし、措置費、保育所運営費の弾力運用が認められないケースでは、事業費（支出）、事務費（支出）の双方に計上するものとする。

※計算書類の様式又は別添3に規定されている勘定科目においても、該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用することができないものとする。

1. 資金収支計算書勘定科目の説明

①収入の部			
<事業活動による収入>			
大区分	中区分	小区分	説明
(略)	(略)	(略)	(略)
保育事業収入	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
	私的契約利用料収入		(略)
	乳児等支援給付費収入	乳児等支援給付費収入	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業収入をいう。
		利用者負担金収入	乳児等通園支援事業における利用者等からの利用者負担金（保育料）収入をいう。
(略)	(略)	(略)	(略)
社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収入			(略)
社会福祉連携推進業務貸付収入			社会福祉法第125条第1項第5号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人への金銭以外の資産の貸付けに係る貸付収入をいう。
(略)	(略)	(略)	(略)
<その他の活動による収入>			
(略)	(略)	(略)	(略)

現行

勘定科目説明

別添3

※会計基準省令第1号第1～第3様式、第2号第1～第3様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。また、会計基準省令第3号第1～第4様式は、勘定科目の中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略できるものとする。

※運用上の取り扱いの別紙3（㊸）、別紙3（㊹）については、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。

※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できるものとする。なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。

※「水道光熱費（支出）」、「燃料費（支出）」、「賃借料（支出）」、「保険料（支出）」については原則、事業費（支出）のみに計上できる。ただし、措置費、保育所運営費の弾力運用が認められないケースでは、事業費（支出）、事務費（支出）の双方に計上するものとする。

※計算書類の様式又は別添3に規定されている勘定科目においても、該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用することができないものとする。

1. 資金収支計算書勘定科目の説明

①収入の部			
<事業活動による収入>			
大区分	中区分	小区分	説明
(略)	(略)	(略)	(略)
保育事業収入	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
	私的契約利用料収入		(略)
	(新設)	(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収入			(略)
(新設)			(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
<その他の活動による収入>			
(略)	(略)	(略)	(略)

社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長)

(下線部分は改正部分)

改正案				現行			
②支出の部				②支出の部			
<事業活動による支出>				<事業活動による支出>			
大区分	中区分	小区分	説明	大区分	中区分	小区分	説明
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
社会福祉連携推進 業務借入金支払利 息支出			(略)	社会福祉連携推進 業務借入金支払利 息支出			(略)
<u>社会福祉連携推進 業務貸借支出</u>			<u>社会福祉法第125条第1項第5号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法 人からの金銭以外の資産の借入れに係る貸借支出をいう。</u>	<u>(新設)</u>			<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長)

(下線部分は改正部分)

改正案				現行			
2. 事業活動計算書勘定科目の説明				2. 事業活動計算書勘定科目の説明			
①収益の部				①収益の部			
<サービス活動増減による収益>				<サービス活動増減による収益>			
大区分	中区分	小区分	説明	大区分	中区分	小区分	説明
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
保育事業収益	(略)	(略)	(略)	保育事業収益	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>乳児等支援給付費収益</u>	<u>乳児等支援給付費収益</u>	<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業収益をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>利用者負担金収益</u>	<u>乳児等通園支援事業における利用者等からの利用者負担金(保育料)収益をいう。</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<サービス活動外増減による収益>				<サービス活動外増減による収益>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収益			(略)	社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収益			(略)
<u>社会福祉連携推進業務貸付収益</u>			<u>社会福祉法第125条第1項第5号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人への金銭以外の資産の貸付けに係る貸付収益をいう。</u>	<u>(新設)</u>			<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<特別増減による収益>				<特別増減による収益>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
拠点区分間繰入金収益			(略)	拠点区分間繰入金収益			(略)
<u>サービス区分間繰入金収益</u>			<u>同一拠点区分内における他のサービス区分からの繰入金収益をいう。</u>	<u>(新設)</u>			<u>(新設)</u>
(略)			(略)	(略)			(略)
拠点区分間固定資産移管収益			同一事業区分内における他の拠点区分からの固定資産の移管による収益をいう。	拠点区分間固定資産移管収益			同一事業区分内における他の拠点区分からの固定資産の移管による収益をいう。
<u>サービス区分間固定資産移管収益</u>			<u>同一拠点区分内における他のサービス区分からの固定資産の移管による収益をいう。</u>	<u>(新設)</u>			<u>(新設)</u>
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)

社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長)

(下線部分は改正部分)

改正案				現行			
2. 事業活動計算書勘定科目の説明				2. 事業活動計算書勘定科目の説明			
②費用の部				②費用の部			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<サービス活動外増減による費用>				<サービス活動外増減による費用>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
社会福祉連携推進 業務借入金支払利息			(略)	社会福祉連携推進 業務借入金支払利息			(略)
<u>社会福祉連携推進 業務賃借費用</u>			<u>社会福祉法第125条第1項第5号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法 人からの金銭以外の資産の借入れに係る賃借費用をいう。</u>	<u>(新設)</u>			<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<特別増減による費用>				<特別増減による費用>			
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)
拠点区分間繰入金 費用			(略)	拠点区分間繰入金 費用			(略)
<u>サービス区分間繰 入金費用</u>			<u>同一拠点区分内における他のサービス区分への繰入額をいう。</u>	<u>(新設)</u>			<u>(新設)</u>
(略)			(略)	(略)			(略)
拠点区分間固定資 産移管費用			(略)	拠点区分間固定資 産移管費用			(略)
<u>サービス区分間固 定資産移管費用</u>			<u>同一拠点区分内における他のサービス区分への固定資産の移管額をいう。</u>	<u>(新設)</u>			<u>(新設)</u>
(略)			(略)	(略)			(略)